

USPTO と中国国家知識産権局が優先権書類の電子的交換を開始

2014年10月16日
JETRO NY 知財部
今村、丸岡

USPTO と中国国家知識産権局(SIPO)は、この度、二国間での優先権書類の直接的な電子的交換を開始したと発表した¹。

優先権を伴う特許出願をする場合、最初に出願をした庁(第一庁)に提出した出願書類を、その優先権を伴った出願を行う他の庁(第二庁)に提出する必要がある。出願人自身による書類提出を省略するため、これまでも各特許庁間で必要な書類を電子的に交換する電子交換が行われている。

USPTO と SIPO 間での電子的交換は、2009 年 4 月よりWIPOが提供するデジタルアクセスサービス(DAS)を通じて行っていた。

今回、DAS を介しない直接的な優先権書類の電子的交換が開始されたことにより、①両庁が直接やり取りできることによる事務コストの軽減、②出願人の手続負担の更なる軽減²、③タイムリーな優先権書類の交換、が期待される。その一方で、直接的な電子交換システムは、他庁の保有する未公開情報に直接アクセスできるようになるため、セキュリティの懸念が生じる。

この新たなサービスの開始について、USPTO の Michelle K. Lee 副長官は、「我々は、国内外の出願人に対し、より良いシステムの提供を始めることとなった。特許出願の処理を弊庁と SIPO の間で迅速化することにより、出願人の負担するコストが削減され、国際的な知的財産の振興と保護が促進されるだろう。」とコメントしている。

この優先権書類の電子的交換に関して出願人に手数料は課せられない。

¹ http://www.uspto.gov/patents/law/notices/pdx_uspto-sipo.pdf

² DAS では、出願人自身が DAS のウェブサイトの手続きが必要がある。一方で、WIPO を中心として DAS の改善に取り組んでおり新たなサービスである DAS2.0 では、出願自身のオンライン手続は必要ない。

<参考:直接的な優先権書類の電子的交換>

○USPTO と他の知的財産庁との開始時期

欧州特許庁(EPO) : 2007年1月

日本国特許庁(JPO) : 2008年7月

韓国特許庁(KIPO) : 2008年10月

世界知的所有権機構(WIPO) : 2009年4月

以上